

論 説

マイナンバー及びマイポータルを利用した記入済申告制度
(Pre-filled Tax Returns) の実現方法について

大阪国税不服審判所部長審判官
土 屋 雅 一

◆SUMMARY◆

平成 23 年 6 月 30 日に、政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税番号大綱」が決定され、この番号の名称は「マイナンバー」とされた。また、平成 23 年 1 月 31 日に決定された政府・与党社会保障改革検討本部の「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」によれば、「マイナンバー」の利用例として、「国民にとって確定申告の際に有益な情報について、金融機関・雇用主等への電子的提出の義務付けや関係機関における情報処理の所要期間等を考慮した各種手続時期の見直しなど諸般の環境整備が図られれば、e-Tax で確定申告を行う際、国民がマイポータルで確認することができる。」旨の記述がなされたところである。

本稿では、一般の納税者が申告の際に各種所得や所得控除を記載・入力することに多大な労力を要している現状を踏まえ、マイナンバーが導入されることを前提として、納税者本人に係る法定調書や他の行政機関等が持つ所得控除等に係る情報を事前に記入した申告書を納税者本人のマイポータルに表示することにより、納税者はその内容を確認し、データの訂正・追加が必要な場合にはその入力を行い、その必要がない場合にはそのまま申告すればよい「記入済申告制度」を実現する方法について考察を行うものである。(平成 24 年 3 月 28 日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

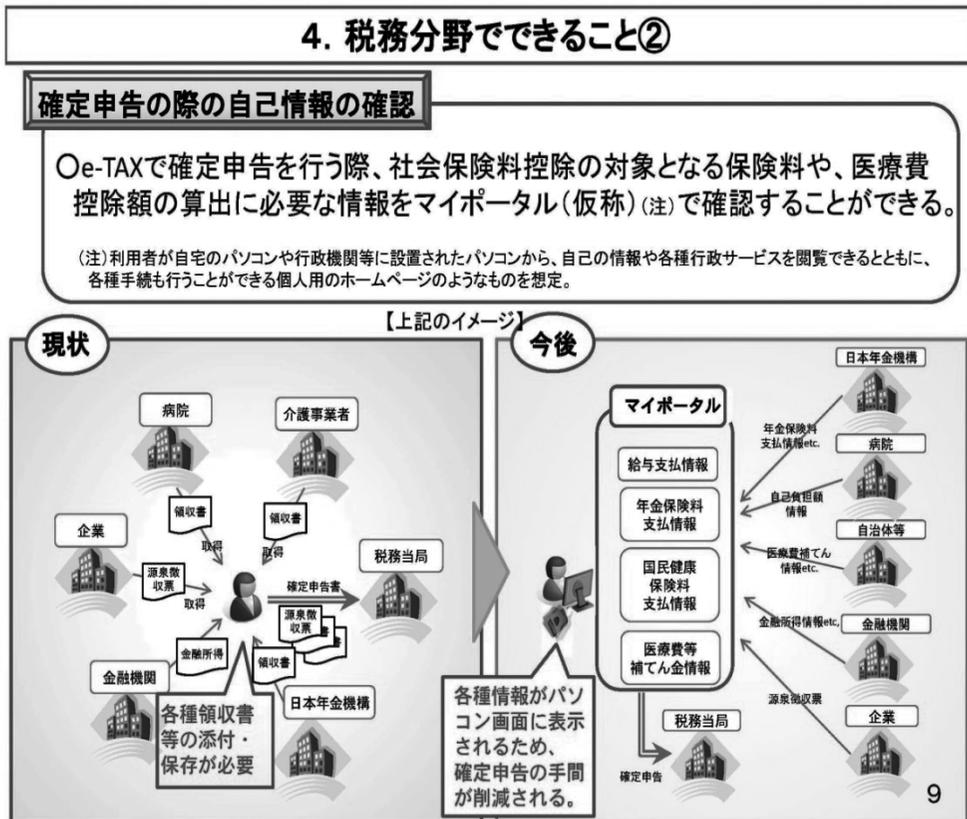
1	はじめに	61
2	諸外国における記入済申告書の導入状況	62
	(1) 記入済申告書の基本的な流れ	62
	(2) 給与の源泉徴収制度	62
	(3) 法定調書制度	62
	(4) 納税者番号制度	62
	(5) 電子申告等の利用状況	63
	(6) 記入済申告書に追加・訂正記入をして返送される割合	63
	(7) 記入済申告書の成功のための要件	63
	(8) 日本との比較	63
3	我が国における法定調書制度とその運用	64
	(1) 制度の概要	64
	(2) 制度の運用	65
	(3) 現状の問題点	65
4	確定申告支援システム(地方税当局)	65
5	マイナンバーに係る政府の検討状況	66
	(1) 「法律事項概要」の記述	66
	(2) 「一体改革素案」の記述	68
	(3) マイナンバー法案の規定	69
6	制度面からの検討	69
	(1) 本人確認	69
	(2) 情報連携	69
	(3) 確定申告の期間	72
	(4) 親族等の情報の取扱い	73
	(5) 金融所得一体課税	73
	(6) 給付付き税額控除	74
	(7) まとめ	74
7	システム面からの検討	74
	(1) 資料情報システムの再構築	74
	(2) 法定調書の提出媒体	75
	(3) 国税当局と地方税当局の情報共有	75
	(4) 国税当局及び地方税当局が保有しない情報の連絡	76
	(5) セキュリティの確保	76
	(6) 税理士による代理送信	77
	(7) まとめ	78
8	おわりに	78

1 はじめに

平成 23 年 6 月 30 日に、政府・与党社会保障改革検討本部において、「社会保障・税番号大綱⁽¹⁾(以下「番号大綱」という。)が決定され、この番号の名称は「マイナンバー」⁽²⁾とすることとされた。また、平成 23 年 1 月 31 日に決定された政府・与党社会保障改革検討本部の「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」⁽³⁾(以下「基本方針」という。)によれば、「マイナンバー」の利用例として、「①金融機関、雇用主等から提出された自己に対する支払情報、②社会保険料控除の対象

となる国民年金保険料、国民健康保険料の支払情報、③医療費控除額の算出に必要な市町村や保険者等からの補てん金情報など国民にとって確定申告の際に有益な情報について、金融機関・雇用主等への電子的提出の義務付けや関係機関における情報処理の所要期間等を考慮した各種手続時期の見直しなど諸般の環境整備が図られれば、e-Tax で確定申告を行う際、国民がマイポータルで確認することができる。」⁽⁴⁾旨の記述があり、その具体的なイメージは、図 1⁽⁵⁾のとおりとされた。

図 1



所得税の確定申告は年に一回の申告であるため、一般の納税者は申告の仕方を忘れており、各種所得や所得控除を記載・入力するこ

とに多大な労力を要している。そこで、本稿では、マイナンバーが導入されることを前提として、納税者本人に係る法定調書や他の行

政機関等が持つ所得控除等に係る情報を事前に記入した申告書(Pre-filled Tax Returns、以下「記入済申告書」という。)を納税者本人のマイポータルに表示することにより、納税者はその内容を確認し、データの訂正・追加が必要な場合にはその入力を行い、その必要がない場合にはそのまま申告すればよい「記入済申告制度」を実現する方法について考察したい。

2 諸外国における記入済申告書の導入状況

本節では、北欧諸国で導入済みの記入済申告書について、2006年に公表されたOECDの資料⁶⁾に基づき紹介する。

(1) 記入済申告書の基本的な流れ

北欧諸国における記入済申告書の基本的な流れは次のとおりである。

- ① 確定申告による精算額が最少となるように、国税当局が雇用主に対し各雇用者の源泉徴収税率などについて指導する(12月まで。)
- ② 源泉徴収義務者が標準の源泉徴収税額を納付する(1月～12月。)
- ③ 雇用主及び支払調書(利子、配当等)提出義務者が法定調書を国税当局へ提出する(課税期間終了後、1月末。)
- ④ 国税当局は法定調書を検証し記入済申告書を準備する(1月中旬から3月中旬。)
- ⑤ 納税者がチェックするために、国税当局は、記入済申告書を納税者へ書面で送付、又は、インターネットの使用が可能な場合にはインターネットにより提供する(3月中旬から4月中旬。)
- ⑥ 納税者は送られた記入済申告書の見直しを行い、申告書に空欄がある場合には穴埋めを行い、記入済の情報に訂正が必要な場合には訂正の上、返送する(3月中旬から5月中旬。)
- ⑦ 国税当局は返送された申告書のチェック

を行い、データが変更された場合には申告書データの更新を行う(4月以降。)

- ⑧ 必要に応じて、国税当局は納税者に対して追加のお尋ねを行う(5月以降。)
- ⑨ 納税者に対して、最終的な課税所得を通知し、還付金がある場合には還付を行い、納税額がある場合には納付書を送付する(5月以降。)
- ⑩ すべての申告書についての処理が完了する(12月まで。)

(注) 課税期間は暦年であり、処理時期については、国により若干の違いがある。

(2) 給与の源泉徴収制度

各国とも給与の源泉徴収制度を有しているが、年末調整制度はない。このため、確定申告により年税額の計算を行い、還付又は追加納付により清算することとなっている。この還付額又は追加納付額が最少となるように、毎月の給与等に係る源泉徴収税額が調整されている。

(3) 法定調書制度

法定調書については、収入の情報だけではなく、所得控除の情報やキャピタルゲインに係る資産の情報についても、提出義務が定められている。

収入の情報については、①雇用に係る通常の給与、賞与、退職金、②雇用者に対するフリンジベネフィット、③利子、配当、年金収入、保険金、などについて法定調書の提出義務がある。

所得控除の情報については、①寄付金、②労働組合費、③住宅ローン利子、④失業保険料、⑤退職貯蓄制度積立金、⑥保育費用、などについて法定調書の提出義務がある。

キャピタルゲインに係る資産の情報については、キャピタルゲインの計算のための資産の売買に係る情報について法定調書の提出義務がある。

(4) 納税者番号制度

各国とも納税者番号制度があり、法定調書

には納税者番号の記入が義務付けられている。

(5) 電子申告等の利用状況

法定調書の提出については、各国とも電子的な提出が普及しており、電子的な提出割合は9割を超えており、一部の国では電子的な提出が義務付けられている。

記入済申告書の送付及び返送については、紙ベースが原則であるが、各国とも電子申告が可能となっている。電子申告の割合は、アイスランドが88%、エストニアが76%、デンマークが68%、ノルウェーが55%、スウェーデンが30%となっている。フィンランドでは、2006年に、電子申告が導入されることとなっている。

(6) 記入済申告書に追加・訂正記入をして返送される割合

(1)の⑥で述べたような、納税者が、送られた記入済申告書に何らかの追加・訂正記入を行う割合は、デンマークが22%、フィンランドが30%、エストニアが35%、ノルウェーが50%、スウェーデンが50%となっている。アイスランドでは利子に係る法定調書制度がないことから、この割合が非常に高くなっていると報告されている。

(7) 記入済申告書の成功のための要件

記入済申告書を成功させるためには、次のような必要条件があるとされている。

イ 適切な源泉徴収

確定申告による精算額が少なくなるように給与等の源泉徴収を行うことが重要である。これにより、最終的な還付額又は追加納付額を少なくすることができる。

ロ 納税者番号制度の普及

すべての法定調書に納税者番号を記入させることが不可欠である。

ハ 包括的な法定調書制度

主要な収入の情報、重要な所得控除の情報及び資産の売買情報について、法定調書の提出義務を課することが不可欠である。

ニ 追加・訂正記入を減らすこと

納税者が記入済申告書に追加・訂正記入しなくても済むように、すべての収入及び所得控除に係る情報が、事前に記入されていることが望ましい。そのためには、所得控除制度の簡素化が必要である。

ホ 法定調書提出義務者の電子化

法定調書の電子提出を促進するため、法定調書提出義務者の業務の電子化が重要である。

ヘ 国税当局の電子化

法定調書が提出されてから、6~10週間程度の期間で記入済申告書を作成する必要がある。このため、記入済申告書を作成するために必要な情報の入力、検証等について、この期間で完了できるような情報システムの構築が不可欠である。

ト 納税者とのやりとりの効率化

国税当局と納税者とのやりとりを効率化するために、①納税者に回答を求め、回答がない場合には一定の回答があったとみなす制度②インターネット、携帯電話のショートメッセージ、電話による自動応答システム③インターネットを利用して記入済申告書に追加・訂正入力ができるシステム、といった仕組みが必要である。

(8) 日本との比較

北欧諸国は、日本と比べると人口が少ないことから、所得税の申告者数も少ない。申告者数は最大のスウェーデンで710万人であり、その他の国は500万人以下である。日本では、年末調整制度があることから、すべての雇用者に申告義務があるわけではないにもかかわらず、平成22年分の所得税の確定申告者数は2,315万人である⁽⁷⁾。さらに、後述する給付付き税額控除制度が導入されたり、年末調整制度が廃止された場合を想定すると、申告者数が激増すると考えられる。

給与に係る源泉徴収制度は各国とも整備されており、確定申告による精算額が少なくなるように源泉徴収税額が調整されることとなっているが、日本のような年末調整制度はな

い。このため、ほとんどの雇用者には申告義務があることとなる。

収入に係る法定調書制度は日本と大差ないが、所得控除の情報に係る法定調書は日本にはない。ただし、日本では、これらの所得控除の計算は年末調整の際に源泉徴収義務者が行うこととなっており、給与所得控除の制度もあることから、単純には比較できない。

申告期間については、日本に比べると、遅めに設定されていることから、還付金の受け取りも 5 月以降となっている。日本では、e-Tax で還付申告を行った場合には、3 週間程度^⑧で還付されることとなっており、1 月

末に源泉徴収票が交付され、直ちに申告すれば、2 月中に還付金を受け取ることができる。

3 我が国における法定調書制度とその運用

(1) 制度の概要

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定により税務署に提出が義務付けられている書類をいい、それぞれ様式が定められており、主な法定調書の種類と提出義務者は、次表のとおりである。

現行の法定調書の提出枚数(上位 10 種)

種類	根拠法令	主な提出義務者	提出枚数 (万枚)
オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	所法 225 条 1 項 2 号、8 号	証券会社	10,007
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	所法 225 条 1 項 2 号、8 号	株式会社	7,797
公的年金等の源泉徴収票	所法 226 条 3 項	社会保険庁	3,582
特定口座年間取引報告書	措法 37 条の 11 の 37 項	金融商品取引業者	2,549
先物取引に関する支払調書	所法 225 条 1 項 13 号	証券会社	2,266
給与所得の源泉徴収票	所法 226 条 1 項	給与等の支払者	1,913
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所法 225 条 1 項 3 号	報酬、料金等の支払者	1,511
生命保険契約等の一時金の支払調書	所法 225 条 1 項 4 号、8 号	生命保険会社	940
生命保険契約等の年金の支払調書	所法 225 条 1 項 4 号、8 号	生命保険会社	851
不動産の使用料等の支払調書	所法 225 条 1 項 9 号	不動産を賃借する法人等	561
全種類の法定調書の合計			35,010

(注) 国税庁調べ^⑨(平成 21 年 7 月から 22 年 6 月までの計)。なお、現行の法定調書は 54 種類。

現行の法定調書の提出者数(上位 3 区分)

区分	提出すべき者	提出者数(万人)
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	234
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	216
不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	124

(注) 国税庁調べ(平成 21 年 7 月から 22 年 6 月までの計)。なお、提出者数については、給与の支払事務が支店単位で行われている場合には、本店と支店の延べ件数になっている。

以上の法定調書の提出期限は、オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書及び配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書については、支払確定日（記名）又は支払った日（無記名）から1か月以内となっており、その他の法定調書については、その年の翌年1月31日となっている。また、それらの提出先は、支払事務を取り扱う事務所、事業所等の所在地を所轄する税務署となっている。税務署に提出する法定調書は、届出書の提出等所定の手続により書面による提出に代えてインターネットを利用した e-Tax（国税電子申告・納税システム）やパソコンで作成した法定調書データを記録した光ディスク等（光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク。）により提出することもできる。

なお、平成26年1月1日以後、法定調書を提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上であるものについては、法定調書に記載すべきものとされる事項を、e-Tax や光ディスク等により税務署に提供しなければならないこととされた⁽¹⁰⁾。

ちなみに、給与等の支払者が、給与所得者の住所地の市町村へ提出することとなっている「給与支払報告書」の提出先は、受給者のその年の翌年の1月1日現在の住所地の市区町村となっている⁽¹¹⁾。

(2) 制度の運用

国税庁では、(1)で述べた法定調書のほか、法定調書以外の資料情報（例えば、調査などの際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など。以下「法定外資料」という。）の収集を行っている。

国税庁で収集した資料情報は、法定調書と法定外資料の合計で年間4億枚にも上り⁽¹²⁾、これらの情報と申告に関するデータをコンピュータシステムにより管理することにより、税務調査等に活用している。このコンピュータシステムは、資料情報システムと呼ばれ、

システムへ入力された法定調書及び法定外資料について、住所及び氏名をキーとして、全国レベルで名寄せする機能を有している⁽¹³⁾。

資料情報システムの処理サイクルについては、資料情報の入力及び名寄せに2~3ヶ月の期間を要しており、1月31日までに提出された法定調書の名寄せが完了し、税務調査等に活用される時期はその年の5月頃となっている。このため、現状では、2月16日から3月15日までの所得税の確定申告期間中に、名寄せ済みの法定調書を利用することにより確定申告書を作成することはできない。

(3) 現状の問題点

イ 法定調書の正確性の問題

法定調書に記載された支払いを受ける者の住所及び氏名が正確でない場合には、名寄せが困難となる。税法上は、利子、配当等の支払いを受ける場合には、支払いを受ける者が、支払いをする者に住民票の写し等を提示することにより、本人確認を行うこととされているものの⁽¹⁴⁾、給与や報酬の支払いを受ける場合の本人確認の規定はなく、住所及び氏名の正確性には問題がある。

ロ 入力に要するコスト

(1)で述べたように、大口の提出義務者に対しては、法定調書の電子的な提出が義務付けられたものの、小口の提出義務者からは、紙媒体による法定調書が提出され続けることとなり、入力コストの問題が残っている。

ハ 処理サイクル

(2)で述べたように、紙媒体の入力及び資料情報システムによる名寄せの機械処理にかなりの期間を要することから、法定調書の活用は、確定申告後の税務調査対象者の選定など、事後的な事務に限られており、記入済申告書の作成に利用するなどの早期の活用は不可能である。

4 確定申告支援システム(地方税当局)

事務処理の機械化が進んだ市町村では、住

民税の課税システムに、所得税確定申告書の作成機能を付加した確定申告支援システムが導入されている。このシステムは、機能的には、記入済申告書に類似したシステムである。

概略は次のとおりであり、記入済申告書とほぼ同様の機能を有している⁽¹⁵⁾。

- ① 納税者の住所・氏名、世帯情報、前年分の住民税課税実績など、データベースに記録済みの情報を本年分の住民税の課税に利用する。
- ② 給与支払報告書、公的年金等支払報告書など外部から得られる情報を予めデータベースに記録しておき、本年分の住民税の課税に利用する。
- ③ 所得税確定申告の相談に訪れた納税者から、給与・公的年金以外の収入など①、②で不足する情報を聴き取り、住民税の課税に必要な情報を充足させ、住民税の計算を行う。
- ④ 所得税の計算に必要な情報(源泉徴収済の税額など)が不足している場合には、納税者から提示された資料に基づき補完することにより、所得税確定申告書を完成させ、紙で印刷する。
- ⑤ 印刷された確定申告書に納税者が押印を行い、市町村が收受し管轄税務署へ引き渡す。
- ⑥ システムにより作成された所得税確定申告書のデータは、市町村のデータベースに格納され、住民税の課税処理に使用される。

住民税の課税方式は賦課課税方式⁽¹⁶⁾であることから、納税者からの聴き取りや申告書作成に必要な情報をシステムに入力する際のパソコンの操作は市町村職員が行っており、納税者本人はパソコンの操作を行わない。記入済申告書の場合には、納税者本人がパソコンの操作を行うこととなるので、この点に相違がある。

国税の「資料情報システム」に比較すると、

給与支払報告書等の名寄せが2月15日以前に完了していることとなるが、これは、市町村単位では給与支払報告書等の枚数が数万件程度であり、入力及び名寄せの期間が、国税に比較すると格段に短くて済むこととなるためである。マイナンバーが導入され、法定調査の入力及び名寄せが効率化されれば、国税当局でも同様のシステムの構築が可能となると思われる。

5 マイナンバーに係る政府の検討状況

「番号大綱」に基づき、内閣官房に設置された「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」⁽¹⁷⁾が引き続き検討を進めた結果、平成23年12月16日に「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要(案)」⁽¹⁸⁾(以下、「法律事項概要」という。)が公表された。さらに、平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部により、「社会保障・税一体改革素案」⁽¹⁹⁾(以下、「一体改革素案」という。)が決定された。これらに基づき、平成24年2月14日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)」⁽²⁰⁾が閣議決定され、国会へ提出された。

記入済申告書に関連すると考えられる「法律事項概要」、「一体改革素案」及び「マイナンバー法案」の記述は、次のとおりである。

(1) 「法律事項概要」の記述

イ 利用範囲

- マイナンバー法の別表に定める社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収事務、防災に係る事務等を行う国の機関、地方公共団体の執行機関、独立行政法人等その他の者及び当該事務に係る申請、届出その他の手続を行う者(代理人を含む。)又はこれらの者からその事務若しくは手続の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、その事務又は手続に必要な限度で個人番号(個人のマイナンバーをいう。)を利用して

きる。

- 社会保障、地方税若しくは防災に関する事務その他の地方公共団体が条例で定める事務を行う者及び当該事務に係る申請、届出その他の手続を行う者又はこれらの受託者は、その事務に必要な限度で個人番号を利用できる。
- 金融機関は、激甚災害が発生した際、保険金等の支払いを行うために必要な限度であらかじめ当該金融機関が保有する個人番号を利用できる。
- ロ 告知又は提供の要求
- 個人番号取扱者（上記イに定める事務及び手続を行う者又は受託者をいう。）は、利用範囲内で必要があるときは、本人（代理人を含む。）に個人番号の告知を求め、又は番号関係手続（上記イに定める手続をいう。）を行う者にその提供を求めることができる。
- 個人番号取扱者のうち政令で定める者は、必要があるときは、住民基本台帳法の定めるところにより、機構〔著者注：地方公共団体情報システム機構(仮称)〕に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 何人も、マイナンバー法の規定により情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に個人番号の告知又は提供を求めてはならない。

ハ 本人確認の措置

個人番号取扱者は、本人から個人番号の告知を受ける場合、その者から番号カード（個人の氏名、住所、生年月日、個人番号その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード）の提示を受ける方法その他の政令で定める方法により、本人確認の措置を取らなければならない。

ニ 情報連携

(イ) 番号個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報をいう。）の提供の制限（※現行の事務の遂行に支障が生じないよう配慮

する。）

- 何人も、番号個人情報（個人番号に代えて、番号、記号その他の符号（当該符号の提供を受けた者が当該符号により当該個人番号を特定することができるものに限る。）をその内容に含む個人情報を含む。）の提供をしてはならない。
- ただし、次の場合等は除く。
 - A マイナンバー法の別表に定めるもので情報連携基盤（番号個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織をいう。）を使用して行われる場合
 - B 個人番号取扱者の職員が業務上必要な範囲で同一機関内の他の職員に提供する場合
 - C 地方税当局間、又は地方・国税当局の間で法令に基づき提供を行う場合で安全を確保するために必要な措置を講じる場合
 - D 地方公共団体の執行機関が条例により当該地方公共団体の他の執行機関に提供を行う場合
 - E 住民基本台帳法に規定する事務のために提供を行う場合
 - F 個人番号取扱者が番号関係手続を行うため必要な範囲で提供する場合
 - G 個人番号取扱者が委託又は合併等による事業継承に伴い提供する場合
 - H 個人番号取扱者が本人に提供する場合
 - I 個人番号取扱者が人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難な場合
 - J 番号情報保護委員会の求めがあり、委員会に提供する場合
 - K 国会の審査又は調査、裁判、刑事事件の捜査、犯則事件の調査又は税務調査、会計検査院の検査その他公益上の必要により提供する場合
 - L 番号情報保護委員会の承認を受けた場合
- 情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供等が行われたときは、当該情報の提供

等の日時、情報照会者及び情報提供者の名称、情報の種別等を電子計算機に記録し、保存しなければならない。

(p) 情報連携

- 個人番号取扱者は、番号関係手続を行う者の負担の軽減及び行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号関係手続で重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。
- 情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められた場合は、情報提供者は、情報照会者に対し、当該番号個人情報を提供しなければならない。
- 他の法令の規定により番号個人情報と同じ内容の情報を含む書面を提出するものとされている場合に、情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供があったときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(h) 情報連携基盤

情報連携基盤の所管大臣は、情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められた場合に、①情報提供者、情報照会者及び提供を求められた個人情報の種別がマイナンバー法の規定に該当しないとき、②情報保護評価の規定に違反しているときを除き、本人の個人番号を特定することができる符号を情報提供者及び情報照会者に通知しなければならない。

ホ 番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、番号カードを交付しなければならない。
- 番号カードの交付を受けている者は、最初の転入届と同時に番号カードを市町村長に提出しなければならない。
- 番号カードの提出を受けた市町村長は、番号カードの記載事項の変更その他市町村

長において必要な措置を講じて返還しなければならない。

- 番号カードの交付を受けている者は、番号カードの記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内にその旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村長に届け出るとともに、番号カードを提出しなければならない。
- 番号カードの交付を受けている者は、番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住民基本台帳を備える市町村長に届け出なければならない。
- 市町村長その他の市町村の執行機関は、条例で定めるところにより、番号カードを利用することができる。

(2) 「一体改革素案」の記述

「一体改革素案」には、マイナンバー導入に伴う税制上の対応について、マイナンバー法の整備法において、次に掲げる所要の措置を講ずる旨の記述がある。

- ① 申告書・法定調書等の税務関係書類の記載事項に、その提出者（納税者・法定調書提出者等）及び一定の者（控除対象となる配偶者等、法定調書の対象となる支払を受ける者等）に係る「番号」（個人番号又は法人番号をいう。マイナンバーのこと。以下同じ。）を追加する。
- ② 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等が告知すべき事項に「番号」を追加する。
- ③ 告知を受けた者が本人確認すべき事項に「番号」を追加するとともに、本人確認書類の範囲に「番号カード」及び「番号の記載のある住民票の写し」等を追加する。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

なお、税務関係書類の提出先としては、国税当局、地方税当局及び源泉徴収義務者等が掲げられている。源泉徴収義務者が提出先とされている税務関係書類としては、源泉徴収義務者を經由して提出すべきものとされてい

る非課税貯蓄申告書等が例示されており、扶養控除等申告書等についても、控除対象者の個人番号が記載されることとなるが、国税当局への提出義務はない。この扶養控除等申告書等の扱いについては次節で検討する。

また、①の一定の者とは、氏名等が申告書等の記載事項となっている者とされており、扶養控除の対象となる親族などの個人番号が、申告書等に記載されることとなる。さらに、法定調書には、支払者及び支払いを受ける者、双方のマイナンバーが記載されることとなる。

(3) マイナンバー法案の規定

マイナンバー法案は、(1)及び(2)を法案化したものであり、次のような事項について具体的に規定している。

イ 利用範囲の確定⁽²¹⁾

マイナンバー法の別表により、情報連携基盤を介して番号個人情報の連携を行うことができる個人番号取扱者及び情報連携の対象となる事務の範囲が確定した。さらに、源泉徴収義務者、金融機関等の法定調書提出義務者についても、法定調書の提出を行うために必要な限度で個人番号を利用することができることとされた。

ロ 情報連携基盤の設置者等⁽²²⁾

情報連携基盤については、「情報提供ネットワークシステム」の名称が付され、「行政機関の長などのマイナンバー法の別表に掲げられた個人番号取扱者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる番号個人情報の提供を管理するために、総務大臣が設置し、及び管理する。」とされた。

なお、民間企業はマイナンバー法の別表に掲げられていないことから、民間の法定調書提出義務者は、情報連携基盤を利用することができないと思われる。

ハ 番号カードの記載事項⁽²³⁾

番号カードには、「氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項」が記載されることとされた。

ニ 法定調書提出義務者の本人確認義務⁽²⁴⁾

イに記載した法定調書提出義務者は、法定調書の提出のために必要があるときは、本人に対し個人番号の提供を求めることができるものとされ、個人番号の提供を受けるときは、本人から番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならないものとする事とされた。

なお、金融機関等に対しては、利子、配当等の支払いを受ける者に係る本人確認義務が従前と同様に課されている。

6 制度面からの検討

本節では、記入済申告書を実現するための課題について制度面から検討する。

(1) 本人確認

法定調書に係る支払いを受ける者の本人確認については、3の(3)のイで述べたように、給与や報酬の支払いを受ける場合には、本人確認についての具体的な手続きが法令により定められてはいないが、5の(3)のニで述べたように、マイナンバー導入後においては、番号カードの提示を受ける方法等による厳密な本人確認手続きが法令により定められることとなる。

(2) 情報連携

記入済申告書をシステム化するためには、法定調書等の情報をマイポータルに表示する必要があることから、情報の種類ごとに、以下検討する。

イ 法定調書

(イ) 給与及び年金収入

受給者の個人番号が記載された源泉徴収票等の法定調書が国税当局へ提出されることから、これらの情報がマイポータルに表示され

る。ただし、その年の給与等の支払金額が500万円以下の給与所得者に係る源泉徴収票等については、国税当局への提出義務がないことから⁽²⁵⁾、この扱いについてハで検討する。

なお、年末調整済みの給与所得者及び公的年金等の収入金額が400万円以下⁽²⁶⁾である者は、原則として申告義務はないが、還付申告を行うことはできる。

(ロ) その他の収入

3の(1)で述べた、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書などの(イ)以外の法定調書についても、支払いを受ける者の個人番号が記載された情報が国税当局へ提出されることから、これらの情報がマイポータルに表示される。ただし、必要経費等の情報は表示されないことから、事業所得や雑所得を計算するためには必要経費の金額を、譲渡所得を計算するためには譲渡資産の取得価額等を、一時所得を計算するためには収入を得るために支出した金額を、それぞれ、納税者が別途入力する必要がある。

(ハ) 国外送金等調書⁽²⁷⁾

国外送金等調書についても、国内の送金者又は受領者の氏名及び個人番号、国外送金等に係る相手国名、国外の送金者又は受領者の氏名又は名称、送金額、送金原因等の情報が国税当局へ提出されることから、これらの情報がマイポータルに表示される。ただし、これらの情報が国外からの配当等の受金である場合には、そのまま、所得計算に使うことができるものの、投資元本の送受金等の場合には、所得計算とは無関係であり注意が必要である。調書の記載項目の「送金原因」には「国際収支項目番号」⁽²⁸⁾を記載することとされており、これを利用すれば、配当や不動産賃貸料の受金などについてはマイポータルに表示することができるが、すべての「送金原因」について、所得計算を行うことはできない。さらに、一旦、海外の預金口座に利益をプールした後に、まとめて受金したような場合に

は、課税期間がずれてしまうために、受金した年分の所得計算には使えない。また、一回の送金額が100万円以下の場合には、そもそも、調書が提出されないため⁽²⁹⁾、マイポータルに表示することは不可能である。

(ニ) 租税条約の規定に基づく自動的情報交換

自動的情報交換は、法定調書等から把握した非居住者への利子・配当・使用料等の支払い等に関する情報を、利子・配当等の支払国の税務当局から受領国の税務当局へ定期的に送付するものであり、我が国は毎年10万件以上の情報の提供を受けている⁽³⁰⁾。しかしながら、これらの情報には、支払いを受けた者の個人番号が記載されていないことに加えて、情報交換に相当の期間を要することから、これらの情報をマイポータルに表示して、所得計算に利用することはできない。

ロ 扶養控除等申告書などの源泉徴収義務者が保管すべき申告書

平成24年度税制改正⁽³¹⁾により、①給与所得者の扶養控除等申告書、②従たる給与についての扶養控除等申告書、③給与所得者の配偶者特別控除申告書、④給与所得者の保険料控除申告書、⑤退職所得の受給に関する申告書、⑥公的年金等の受給者の扶養親族等申告書、⑦給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書の各申告書の国税当局への提出義務が廃止される。これらの申告書は、年末調整等の基礎資料として、支払いを受ける者が記載し源泉徴収義務者を經由して国税当局へ提出すべきものとされていたが、通達により実務上は源泉徴収義務者が保管していたものを、法令改正により提出不要とされることとなった。

これらの申告書の情報は国税当局へ提出されないことから、マイポータルに表示されない。所得金額の計算には、扶養控除等の合計額が記載された源泉徴収票の情報で十分であることから、確定申告書の作成にはこれらの申告書の情報は不要であるが、扶養控除等の明細についてはマイポータルに表示されない

こととなる。

一方、「基本方針」に「税務当局が保有する各種所得情報や扶養情報について番号を用いて名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や扶養控除のチェックを効率的に行える。これにより社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。」⁽³²⁾との記述があるが、扶養控除等の明細についての入力が行われないこととなることから、扶養控除等申告書と扶養控除対象者に係る法定調書のクロスチェックを体系的に行うことはできない。

なお、現状の課税実務においては、扶養控除のチェックについては、同居親族の給与支払報告書等の課税情報を把握可能な地方税当局から非違事項の連絡を受けて、国税当局が、給与所得者については源泉徴収義務者を、年金所得者については納税者本人を指導するなどの手段により、非違の是正を行っている。

ハ 国税当局と地方税当局の情報連携

源泉徴収義務者が地方税当局へ提出することとされている、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、それぞれ、給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票と情報が重複している。5の(1)のニの(ロ)によれば、これらの情報の提出先は国税当局又は地方税当局に一本化され、情報が共有されることとなる。

また、イで述べた、その年の給与等の支払金額が500万円以下の給与所得者等の情報については、5の(1)のニの(イ)のCに該当することから、地方税当局から国税当局へ情報が連絡され、マイポータルに表示されることとなると思われる。

ニ 社会保険料控除⁽³³⁾に係る公的年金保険料及び国民健康保険料等の支払情報

5の(1)のイによれば、日本年金機構並びに国民健康保険の保険者である市町村及び国民健康保険組合は、マイナンバー法の別表に掲げられていることから、これらの支払情報に

個人番号が記載されることとなる。ただし、5の(1)のニの(イ)のAによれば、これらの支払情報をマイポータルに表示するためには、情報連携基盤を使用して情報を引き渡す必要がある。

ホ 医療費控除⁽³⁴⁾に係る医療費等の自己負担額

医療費等の自己負担額をマイポータルに表示するためには、医療機関等(病院、調剤薬局、介護施設等)で医療費等を支払う際に、番号カードを提示するなどの方法により、納税者本人の個人番号を告知し、医療機関等が番号個人情報的一种である自己負担情報に個人番号を記載し、情報連携基盤を経由して連絡することにより、マイポータルに表示する必要がある。しかしながら、5の(3)のイによれば、民間の医療機関等は個人番号取扱者として別表に掲げられていないことから、法改正を行わない限り、医療費等の自己負担額をマイポータルに表示することはできない。

ヘ 医療費補填情報

市町村が医療費について補填する場合や保険会社から医療保険金が支払われる場合には、ホの金額から控除する必要がある⁽³⁵⁾。

前者については、5の(1)のイによれば、市町村が個人番号取扱者になるとともに、5の(1)のニの(イ)のHによれば、個人番号取扱者が本人へ番号個人情報である医療費補填情報を提供する場合に当たることから、この情報がマイポータルに表示されることとなる。

後者については、保険会社から支払われる医療保険金については支払調書の提出義務がないことから、医療費補填情報をマイポータルに表示することはできないと考えられる。

5の(1)のイによれば、「金融機関は、激甚災害が発生した際、保険金等の支払いを行うために必要な限度であらかじめ当該金融機関が保有する個人番号を利用できる。」との記述があることから、保険会社は個人番号取扱者に当たることとなる。保険会社が情報連携基

盤に接続することが認められれば、5 の(1)のニの(イ)の H により、保険会社から情報連携基盤を経由することにより、本人へ番号個人情報である医療費補填情報を提供することは可能であると考えられる。ただし、5 の(3)のロによれば、民間の保険会社は情報連携基盤を利用することができないとされていることから、法改正を行わない限り、保険会社から支払われる医療保険金をマイポータルに表示することはできない。

ト 生命保険料控除⁽³⁶⁾及び地震保険料控除⁽³⁷⁾に係る保険料

ホで述べたように、保険会社が情報連携基盤を利用することは認められていないことから、支払った保険料の情報をマイポータルに表示することはできない。

チ 障害者控除⁽³⁸⁾に係る認定情報

障害者控除に係る認定情報の情報源は、市町村、都道府県、厚生労働省など各種存在し、統一的な仕組みをつくることは困難であるが、情報源が個人番号取扱者に当たる場合には、情報連携基盤を経由することにより、本人へ番号個人情報である障害者控除に係る認定情報を提供することは可能であり、マイポータルに表示されることとなる。ただし、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に当たる場合には、下記(4)で述べる制約がある。

リ 勤労学生控除⁽³⁹⁾に係る証明書

納税者が専修学校、各種学校又はいわゆる職業訓練学校の生徒等の場合には、在学する専修学校の長等から必要な証明書の交付を受ける必要があるが、5 の(1)のイによれば、これらの学校は個人番号取扱者に当たらないことから、証明書の情報は連絡されない。

ヌ 住宅借入金等特別控除⁽⁴⁰⁾に係る添付書類

初年度の申告に当たっては、借入金の年末残高等証明書、登記事項証明書、売買契約書の写し等を添付する必要がある。売買契約書については情報連携の対象にはならないが、

借入金の年末残高等証明書及び登記事項証明書については情報連携の対象となる可能性がある。しかしながら、5 の(3)のロによれば、民間の金融機関は情報連携基盤を利用することができないとされており、登記情報を保有する法務局はマイナンバー法の別表に掲げられていないことから、これらの情報をマイポータルに表示することはできない。

なお、2 年目以降の申告に当たっては、借入金の年末残高等証明書のみが必要となるが、納税者が年末調整済みの給与所得者の場合には、申告不要である。

ル 寄附金控除⁽⁴¹⁾に係る証明書

寄附金控除に係る寄附先には、国及び地方公共団体のほか各種掲げられているが、国及び地方公共団体は個人番号取扱者に当たることから、本人へ番号個人情報である寄附金控除に係る証明書の情報を提供し、マイポータルに表示することは可能であると考えられる。その他の寄附先については、個別に検討が必要である。

ロ 雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減免除⁽⁴²⁾に係る証明書

市町村が発行する被災証明書及び罹災証明書は、市町村が保有する番号個人情報として、マイポータルに表示される可能性はあるが、これらの証明書類は添付が義務付けられたものではないため、実務では、税務職員との対面による申告相談を行うことが一般的である。

なお、損害を補填する損害保険金については、雑損控除等の金額から控除する必要があり、へと同様の扱いとなる。

(3) 確定申告の期間

所得税の確定申告の期間は、還付申告書については課税期間の翌年の1月1日から開始することとされている。一方、源泉徴収票等の提出期限は、3 の(1)で述べたように、課税期間の翌年の1月31日とされていることから、1 月中に、マイポータルを利用して申告書を作成する場合には、源泉徴収票等の情報

が表示されないこととなり、納税者が自らこの情報を入力する必要がある。さらに、納税額がある場合には、2月16日から3月15日までの間に確定申告を行う必要があるが、法定調書が期限内に提出されていない場合などでは、これらの情報がマイポータルに表示されない。

納税額がある場合の確定申告の期限を遅くすれば、より多くの情報をマイポータルに表示することができる。しかしながら、会計法規上、所得税の収納期限が5月31日であることに加えて⁽⁴³⁾、地方税当局が住民税の賦課決定の基礎資料として、確定申告書の情報を必要としていることから⁽⁴⁴⁾、申告期限を北欧諸国並みに遅くすることは困難である。また、還付申告の場合にも、申告開始日を1月1日より遅らせることは、還付金の支払いが遅くなることから納税者に不利益であり、困難であろうと思われる。

(4) 親族等の情報の取扱い

年末調整済の給与所得の源泉徴収票、又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に基づき控除対象扶養親族等の数が記載された公的年金等の源泉徴収票が提出された場合には、これらの情報がマイポータルに表示されることとなることから、マイポータル上で扶養控除等の計算を改めて行う必要はない。しかしながら、扶養控除等申告書が未提出のため年末調整が行われなかった場合や、源泉徴収票が提出されない事業所得者等の場合には、これらの情報が表示されない。この場合には、扶養親族等の情報を納税者が入力する必要がある。そこで、マイナンバーに係る情報連携の仕組みを利用して、扶養親族等の情報をマイポータルに表示することが考えられる。これを可能とするためには、納税者本人の番号個人情報ではない扶養親族等の情報を受け渡す必要があるが、5の(1)のニによれば、親族の番号個人情報を本人に提供可能である旨の記述はなく、例外規定を設けるかどうか検討

が必要である。「番号大綱」には「番号個人情報の開示請求等について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による代理行使を認めることとする。」⁽⁴⁵⁾旨の記述があり、未成年の扶養親族に係る番号個人情報については、マイポータルに表示することができる可能性もある。

なお、4で述べた確定申告支援システムは、扶養親族等の情報が自動的に表示される仕組みを有している。地方税当局には、同居親族に係る給与支払報告書等が本人分と同様に提出されることとなることから、この情報の表示が可能となっている。住民税は賦課課税であることから、システムの操作は地方税職員が行っており、本人に親族の情報を提供する必要がない。

(5) 金融所得一体課税

平成23年度税制改正大綱に、「所得税については、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ですが、金融証券税制については、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性にかんがみ、可能などころから、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進めます。」⁽⁴⁶⁾との記述があり、利子、配当、有価証券譲渡損益、満期保険金・解約返戻金収益等について、一体として課税することを目指しているようである。

これについて検討してみると、利子等の源泉分離課税の廃止に伴い法定調書の種類及び件数が増えることとなるが、(2)のイの(ロ)で述べたように、これらの金融所得に係る収入金額の一部については、マイポータルに表示することが可能となる。しかしながら、必要経費等については、法定調書から把握することは困難であり、所得の源泉が国外にある場合には、(2)のイの(ハ)及び(ニ)で述べたように、収入金額についてもマイポータルに表示することは困難である。結局のところ、所得金額の算定の参考となる情報をマイポータルに表示

する程度のことしか期待できないと思われる。

(6) 給付付き税額控除

平成23年度税制改正大綱に、「税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。」⁽⁴⁷⁾との記述があり、所得が課税最低限以下の者に対して、所得税の還付金を支払う制度を導入することについて検討されている。

記入済申告書の仕組みを利用すれば、マイポータル上で給付付き税額控除の計算を行うことは、原理的には可能である。しかしながら、(2)で述べたように、配当収入等の給与及び年金以外の収入については、網羅的にマイポータルに表示することは不可能であることから、事業所得者や金融所得を有する者については、収入、必要経費等の情報について、追加の入力を行う必要がある。さらに、源泉分離課税制度を存続させる場合には、法定調書が提出されないため、利子所得等については、マイポータルに表示されない。

なお、給付付き税額控除に係る還付金が、貧困ビジネス等の不当な収益源になるおそれがあることから、成りすましの防止等の厳重なセキュリティの確保が必要である。このセキュリティ確保策については、次節で検討する。

(7) まとめ

以上検討したとおり、年末調整済の源泉徴収票及び控除対象扶養親族等の数が記載された公的年金等の源泉徴収票に係る情報がマイポータルに表示され、その他の法定調書が提出されない場合には、医療費等の自己負担額を追加入力するだけで、簡単に還付申告書の作成ができるようになる。しかしながら、申告期間が現状のまま変更されないとすれば、早期に申告したい場合には源泉徴収票が表示されないため、追加の入力が必要となり、記

入済申告書が実現できない。さらに、金融所得や事業所得については、収入金額についての情報が断片的にマイポータルに表示されるだけであり、記入済申告書としては不完全である。

記入済申告書の完成度を向上させるために、制度面では、申告期間の見直し、法定調書以外の番号個人情報の拡充、親族に係る番号個人情報の利用解禁といった課題を検討する必要があると思われる。

7 システム面からの検討

本節では、記入済申告書を実現するための課題についてシステム面から検討する。

(1) 資料情報システムの再構築

3で述べたように、現状の資料情報システムは、法定調書を住所及び氏名をキーとして名寄せする機能を有しているが、個人番号をキーとして名寄せする機能は有していない。そこで、個人番号をキーとして、法定調書を名寄せする仕組みの実現方法について、以下、検討する。

イ 資料情報システムの小幅修正による方法

現在の資料情報システムは、従来、COBOLベースによるレガシーシステムとして運用されていたものを、平成22年10月にオープンシステムとして全面刷新した新しいシステムである⁽⁴⁸⁾。このため、このシステムに個人番号をキーとして名寄せする機能を追加することは比較的容易であり、コストも節約できると考えられる。ただし、バッチ処理により法定調書を名寄せするという、基本的なシステムの仕組みには変更がないことから、キーの単純化による名寄せ処理の効率化は期待できるものの、法定調書が提出されてから、遅滞なくマイポータルに表示することは困難であると考えられる。現実的には、法定調書の提出の数日後にマイポータルに表示することが最短の処理サイクルになると考えられる。

ロ 法定調書のみを即時処理するシステムを

新規構築する方法

法定調書が提出義務者から提出された都度、個人番号をアクセスキーとして、法定調書に係る情報をデータベースに記録するシステムを構築することができれば、法定調書が提出されてから、遅滞なくマイポータルに表示することが可能となる。このようなシステムを構築するためには、オンライントランザクション処理の技術を利用するなどの方法によると考えられるが、これらのシステムにはタイムリーに情報が活用できる利点がある一方、ピーク時の処理能力に十分な余裕が必要となり、高コストになる欠点がある。大半の法定調書の提出期限は1月31日であることから、その前後で処理が集中することとなり、性能評価が課題となると思われる。

(2) 法定調書の提出媒体

3の(1)で述べたように、大口の提出義務者に対しては、e-Taxや光ディスク等による提出が義務付けられた。e-Taxにより提出された場合には、媒体の変換作業は不要であり、最も効率の優れた媒体である。光ディスク等の媒体で提出された場合には、媒体の読み込み作業が必要となることから、作業に一定の期間を要することとなる。

小口の提出義務者からは、紙の法定調書が提出され続けることとなるが、e-Taxや光ディスク等により提出することは認められていることから、電子的な提出についての協力要請を続ける必要がある。

(3) 国税当局と地方税当局の情報共有

6の(2)のハで述べたように、源泉徴収票と給与支払報告書のような内容の重複する情報の提出先は、一本化されることとなる。システム的にはどちらに一本化されても構築は可能である。現状では、国税当局においては、すべての法定調書についてe-Taxを利用するなどの方法により、電子的な提出が可能となっている。地方税当局においては、eLTAX⁽⁴⁹⁾を利用することにより、給与支払報告書等に

ついて電子的に提出する仕組みが提供されているが、4で述べたような先進的な市町村がある一方で、電子化の進んでいない市町村も多い。そこで、提出先の一本化について、以下、検討する。

イ 国税当局に一本化

現状でも、国税当局へ提出された所得税の確定申告書の情報を地方税当局へ電子的に連絡するシステム⁽⁶⁰⁾(国税連携システム)が稼動している。この国税連携システムの仕組みを応用すれば、国税当局へ提出された源泉徴収票の情報を地方税当局へ連絡するシステムを構築することは、容易であると考えられる。ただし、国税当局への提出義務がない、その年の給与等の支払金額が500万円以下の給与所得者に係る源泉徴収票等についても、国税当局への提出義務を課す必要がある。

ロ 地方税当局に一本化

現状では、国税連携システムと逆方向のシステム、すなわち、地方税当局から国税当局へ給与支払報告書等の情報を電子的に連絡するシステムは存在しない。国税連携システムと同様のシステムを新規に構築することも考えられるが、これには、一定のコストを要することとなる。

むしろ、情報連携基盤を活用することにより、随時に、給与支払報告書等の情報を地方税当局から国税当局へ連絡する仕組みを構築する方が低コストとなると考えられる。マイナンバー法の別表には、なぜか、国税当局と地方税当局の間の情報提供について、情報連携の対象となる事務として掲げられていないが、情報連携基盤の活用が可能となると仮定すれば、次のとおりである。

情報連携基盤を活用したデータの送受信方式については、情報連携基盤を介して送受信を行う方式(ゲートウェイ方式)と、各個人番号取扱者同士で直接送受信する方式(アクセストークン方式)が提案されている⁽⁶¹⁾。

毎年1月31日前後に、大量の情報が情報連

携基盤を活用して地方税当局から国税当局へ連絡されることとなるため、ゲートウェイ方式を採用した場合には、情報連携基盤に負荷が集中し高コストとなるが、国税当局及び地方税当局のデータ送受信システムは、低コストとなる。アクセストークン方式を採用した場合には、逆のコスト構造となる。

いずれにしても、給与支払報告書等の提出について eLTAX 等の電子的な手段が用いられることが前提である。

(4) 国税当局及び地方税当局が保有しない情報の連絡

医療費支払情報など、国税当局及び地方税当局が保有しない番号個人情報の連絡について、以下、検討する。

イ 本人の番号個人情報

6 の(2)のニで述べたように、日本年金機構が保有する公的年金支払情報のように国税当局及び地方税当局以外の個人番号取扱者から、マイポータルへ番号個人情報を連絡し表示するためには、情報連携基盤を経由して当該情報を連絡する必要がある。5 の(1)のニの(イ)のHによれば、本人へ番号個人情報を提供することは許されていることから、これらの情報の連絡は可能であると考えられる。

ロ 親族等の番号個人情報

6 の(4)で述べたように、親族等の番号個人情報を、情報連携基盤を経由して、本人へ提供可能かどうかは不明である。ただし、情報連携基盤は電子証明書による認証機能を有していることから、親族等の番号カードを使用せずに、本人が親族等の番号個人情報の提供を受けることは想定していないと考えられる。親族等の番号カードを本人が使用すれば、このようなことは可能になるが、番号カードを他人に使用させることは、セキュリティ確保の観点から、許されないことである。

なお、親族等の課税情報については、国税当局又は地方税当局が保有していることから、マイポータル上で親族等の個人番号を入力す

ることにより、これらの情報を表示することは、技術的には可能である。

(5) セキュリティの確保

5 の(3)のロのとおり、情報連携基盤を構成する「情報提供ネットワークシステム」については、国及び地方公共団体を相互に接続している霞ヶ関WAN⁽⁵²⁾及びLGWAN⁽⁵³⁾の利用を想定しているようである。これらのネットワークは、インターネットと直接接続することがない閉じたネットワークであり、外部からの攻撃には強い。一方、マイポータルについては、利用者がインターネット経由で接続することとなるため、情報連携基盤とマイポータルを接続する場合のセキュリティの確保が不可欠である。

マイポータルでは、自己の番号個人情報は利用者フォルダという個人ごとの領域に格納され、当該個人がこの領域に格納された情報等を確認することができるようにするとともに、この利用者フォルダにログインする際の本人確認方法としては、公的個人認証サービスが提供する認証用電子証明書等を使用することとされている⁽⁵⁴⁾。

したがって、マイポータルのセキュリティが磐石であれば、マイポータルを利用して記入済申告書を表示して申告書を完成させる際の、情報漏洩などのセキュリティリスクについては、ほとんど考慮する必要はないと考えられるが、他人の番号カードを悪用したなりすまし行為等が不正還付の手段として想定される。

マイナンバー法には、「偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」⁽⁵⁵⁾との規定があり、5 の(3)のハによれば、番号カードには本人の顔写真が添付されることとなっているものの、番号カードの新規取得の際の本人確認の手続きについての規定はない。

現在、自己が確保したアパートに居住させ

るなどの手段により、ホームレス等を自己の管理下に置き、預金通帳を預かることにより、生活保護費を不当に得るような貧困ビジネスが問題となっている⁽⁵⁶⁾。給付付き税額控除が制度化された場合には、還付金が貧困ビジネスの収益源となる恐れがある。これらの行為を防止するために、番号カードに顔写真を添付することに加えて、指紋認証などの生体認証機能⁽⁵⁷⁾を追加することも考慮すべきである。5の(3)のハによれば、「その者を識別する事項のうち政令で定める事項」との記述もあることから、政令で規定することにより生体認証も導入可能である。生体認証機能を追加した場合には、番号カードを接続するICカードリーダーライタに、指紋等を認識する機能を追加する必要があるため高コストとなるが、数千万台販売されると見込まれることから、量産効果も期待できる。

なお、現状でも、他人になりすますなどの手段により、所得税の還付金の詐取を企てる者がいるが、①不審な源泉徴収票を把握したときに源泉徴収義務者に確認する②還付金振込通知書を本人の住所地に郵送して返戻されないことを確認する③本人名義の銀行口座に還付金を振り込む、などの手段により、不正還付を防止している。

(6) 税理士による代理送信

日本税理士会連合会から、「税理士が納税者から税理士業務を委嘱された場合には、電子申請に係る代理送信や申告に必要な納税者情報をマイポータルから取得することができる仕組みを確立する等、税理士の立場を明確にすること。」⁽⁵⁸⁾との意見が表明されている。そこで、この意見を実現するための課題について、以下検討する。

イ 納税者本人の番号カードを使用する場合
 納税者本人の番号カードを使用して、本人のマイポータルにログインする場合には、システム上は、本人がログインする場合と同様の処理となる。ただし、申告書の作成者が税

理士となることから、本人の電子証明書に加えて税理士の電子証明書も必要となる。この点について、日本税理士会連合会から「マイポータルへのログイン等に必要なICカードについては、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービスにおける電子証明書を改良したものを活用する旨記載がある。しかし、このICカードでは税理士資格の有無を確認することができず、税理士が納税者情報をマイポータルから取得することができる仕組みを確立することが困難になると思われる。現在、税理士資格を証明することができる電子証明書は日税連が発行する電子証明書のみである。したがって、日税連が発行する電子証明書もマイポータルにログインできるICカードに追加すべきである。」⁽⁵⁹⁾との意見が表明されている。

なお、税理士が、本人の番号カードを預かり、暗証番号の告知を受けた上で、本人が同席しない状態で、本人のマイポータルにログインすることは、セキュリティ上の問題がある。さらに、生体認証が導入された場合にはログインできない。

ロ 納税者本人の番号カードを使用しない場合

イで述べたように、税理士の番号カードを使用して、税理士のマイポータルにログインできるようになれば、関与先の納税者の申告書を税理士のマイポータル上で作成できるようになると考えられる。ただし、本人の番号カードを使用しないことから、本人の電子証明書を使用することはできない。このため、情報連携基盤を経由することにより本人の番号個人情報を税理士のマイポータルに表示することはできない。

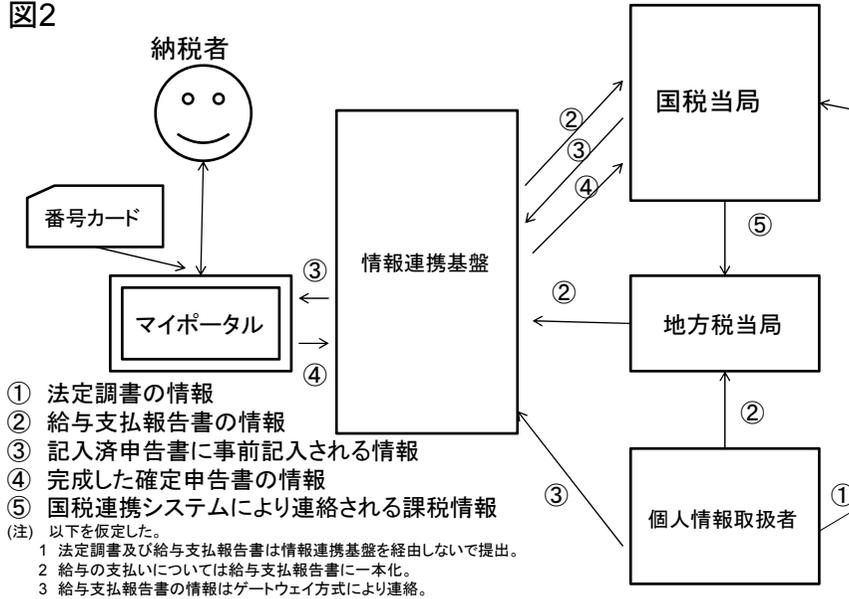
なお、事前に、納税者に係る税務代理権限証書⁽⁶⁰⁾が国税当局に提出されている場合には、国税当局が保有している本人の法定調書等の番号個人情報を、税理士のマイポータルに表示することは許されると考えられる。

(7) まとめ

以上をまとめると、記入済申告書のシステ

ム構成は図2のとおりとなる。

図2



8 おわりに

以上、マイナンバー及びマイポータルを利用した記入済申告制度の実現方法について、検討を加えた。

我が国においては、従来は、給与所得者に係る年末調整制度が定着していたことから、人口に比べると、所得税の確定申告の必要な者の数は少なかった。近頃では、高齢化による年金生活者の増加や、非正規労働者が増加したことによる年末調整を受けない者の増加等の要因により、申告件数が増加傾向にある⁽⁶¹⁾。年間の公的年金の収入が400万円以下の者について、申告を不要とするなどの対策を行っているものの、還付金が発生する場合には、申告義務がなくても申告した方が得である。このような状況の下で、年金生活者や非正規労働者を主な利用者とするような記入済申告書は、一定の効用があると考えられる。

制度面の課題としては、金融機関や医療機関のような公的機関以外の個人番号取扱者が

保有する番号個人情報や、扶養親族等の情報など本人以外の番号個人情報についての取扱いを明確化する必要があると思われる。

システム面の課題としては、情報連携基盤の設計が最大の課題であり、セキュリティの確保が不可欠ではあるが、低コストで汎用性の高いものにする必要があり、金融機関等の民間企業についても接続の可能性を検討すべきである。

現在、Facebook⁽⁶²⁾のようなソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)が急速に普及している。SNSとは、会員制によるインターネット上のサービスであり、Facebookの場合には、実名により会員登録を行い、同じく実名により会員登録された「友達」との間で情報を共有する閉じたネットワークである。会員を納税者、「友達」を個人番号取扱者、共有される情報を番号個人情報に置き換えて考えると、これは情報連携基盤とほとんど同じものである。例えば、医療費等の支払先を検索

する場合には、「友達」として医療機関等を指定して検索すれば、医療費等の支払先リストを作成することができ、医療費控除の明細を作成することができる。

もちろん、Facebook は私企業が運営しており、セキュリティも磐石とはいえないので、Facebook を情報連携基盤として利用することはできない。しかしながら、SNS の設計思想は、情報連携基盤を設計する上で参考となると考えられ、コストの低減や汎用性の確保のための手本になると思われる。

- (1) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/110630/honbun.pdf> 「社会保障・税番号大綱 政府・与党社会保障改革検討本部 平成 23 年 6 月 30 日」。
- (2) <http://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/110630/bangoseido.pdf> 「社会保障・税に関わる番号制度における「番号」の名称の決定について 番号制度創設推進本部 平成 23 年 6 月 30 日」。
- (3) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/110131/honbun.pdf> 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針—主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築—政府・与党社会保障改革検討本部 平成 23 年 1 月 31 日」。
- (4) 前掲 3 「III. 4. 税務分野でできること」 9 頁。
- (5) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/dai4/siryou3.pdf> 番号制度で何ができるようになるか 2011 年 1 月 28 日 内閣官房社会保障改革担当室」。
- (6) <http://www.oecd.org/dataoecd/42/14/36280368.pdf> 「Using Third Party Information Reports to Assist Taxpayers Meet their Return Filing Obligations— Country Experiences With the Use of Pre-populated Personal Tax Returns March 2006.」。
- (7) http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2010/kakutei_jokyo/index.htm (ホーム>活動報告・発表・統計>報道発表資料(プレスリリース)目次>平成 22 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について)。
- (8) <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/iikoto.htm> (トップページ>e-Tax ならこんなにいいこと e-Tax で申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3 週間程度に短縮))。
- (9) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/symposium/saitama/siryou7.pdf> 「社会保障・税

番号の課題 内閣官房主催シンポジウム(11 年 12 月 2 日) 中央大学法科大学院教授 森信茂樹」 5 頁。

- (10) 所法 228 の 4、措法 42 の 2 の 2、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 4 平成 26 年 1 月 1 日以後、法定調書を提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が 1,000 枚以上であるものについては、法定調書に記載すべきものとされる事項を、e-Tax や光ディスク等により税務署に提供しなければならないこととされた。
- (11) 地方税法 317 の 6 (給与支払報告書等の提出義務)。
- (12) <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2011.pdf> 「国税庁レポート 2011」 21 頁。
- (13) <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/saitekika/03.htm> (ホーム>調達・その他の情報>お知らせ>「国税関係業務の業務・システム最適化計画」について>国税関係業務の業務・システム最適化計画>第 4 現行体系及び将来体系)。
- (14) 所法 224~224 の 6 (利子、配当、償還金等の受領者の告知)等。
- (15) 拙稿 <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/journal/16/pdf/05.pdf> 「税大ジャーナル 16 2011. 5 地方収受分の所得税確定申告書についての e-Tax の利用促進策」 113 頁。
- (16) 地方税法 315 (所得の計算)。
- (17) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/konkvo.pdf> 「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会の開催について」。
- (18) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/dai14/syryo2.pdf> 「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要 (案)」。
- (19) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyo/seihu_votou/soan.pdf 「社会保障・税一体改革素案」。
- (20) http://www.cas.go.jp/jp/houan/120214number/houan_riyu.pdf 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (マイナンバー法案)」。
- (21) マイナンバー法案 6。
- (22) マイナンバー法案 2(定義)13 項。
- (23) マイナンバー法案 56。
- (24) マイナンバー法案 12。
- (25) 所法 226、所規 93、所規別表第 6(1) <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hotei/7411.htm> (ホーム>税について調べる>タックスアンサー>法定調書>法定調書>No.7411) 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲と提出枚数。

- (26) 所法 121 平成 23 年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には確定申告の必要はない。
- (27) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 4 金融機関は、その顧客が当該金融機関の営業所等を通じてする国外送金等に係る為替取引を行ったときは、国外送金等調を為替取引日の翌月末日までに営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- (28) <http://www.boj.or.jp/z/tame/regtlist.pdf> 日本銀行 国際収支項目番号一覧・内容解説。
- (29) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令 8。
- (30) http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2011/joho_kokan/index.htm (ホーム>活動報告・発表・統計>報道発表資料(プレスリリース)目次>平成 22 年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要)。
- (31) http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2011/icsFiles/afildfile/2011/12/26/231210taikou2_1.pdf 「平成 24 年度税制改正大綱」25 頁。
- (32) 前掲 3 9 頁。
- (33) 所法 74、120、190、196、所令 208、262、319、措法 41 の 7。
- (34) 所法 73、120、所令 262、所基通 73-1~10。
- (35) 同上。
- (36) 所法 76、120、所令 262。
- (37) 所法 77、120、所令 262、所規 47 の 2。
- (38) 所法 2、79、所令 10、所基通 2-39。
- (39) 所法 2、82、85、120、194、所令 11 の 3、262、316 の 2、所規 47 の 2、73 の 2。
- (40) 措法 41、41 の 2、41 の 2 の 2、措令 26、措規 18 の 21、措通 41-10~12、41-23。
- (41) 所法 78、120、所令 217、217 の 2、262、所規 47 の 2、措法 41 の 18、41 の 18 の 2、41 の 18 の 3、41 の 19、措令 26 の 27 の 2、26 の 28、26 の 28 の 2、26 の 28 の 3、措規 19 の 10 の 2、19 の 11 (寄附金控除)、措法 41 の 18、措令 26 の 28、措規 19 の 10 の 2 (政党等寄附金特別控除)、措法 41 の 18 の 2、措令 26 の 28、措規 19 の 10 の 3 (認定 NPO 法人に対する寄附金特別控除)、措法 41 の 18 の 3、措令 26 の 28 の 2、措規 19 の 10 の 4 [公益社団法人等寄附金特別控除]。
- (42) 所法 2、62、71、72、87、120、所令 9、178、203、204、205、206、262、災免法 2。
- (43) 国税収納金整理資金に関する法律 14。
- (44) 地方税法 315(所得の計算)。
- (45) 前掲 1 39 頁。
- (46) <http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2010/icsFiles/afildfile/2010/12/20/221216taikou.pdf> 「平成 23 年度税制改正大綱」10 頁。
- (47) 同上。
- (48) http://www.mof.nta.go.jp/about_mof/other/e-j/2309/kokuzei/kokuzei_a.pdf 「2010 年(平成 22 年)度 国税関係業務の業務・システム最適化実施状況報告書」4 頁。
- (49) <http://www.eltax.jp/report/case1.html> (HOME > 電子申告を行う>こんなときは>給与支払報告書、給与所得者異動届出書を提出するには)。
- (50) 地方税法 325(所得税又は法人税に関する書類の供覧等)、「発展する eLTAX と目前に迫る「国税連携」の事前準備」『月刊 税』ぎょうせい 2010 年 8 月号 37 頁、前掲 46、3 頁「平成 23 年 1 月から、所得税の確定申告書について地方公共団体への連絡方法を書面からデータ送信に変更することにより、事務の簡素化を図った。」。
- (51) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/renkei/cyukan/cyukan.pdf> 「中間とりまとめ 情報連携基盤技術ワーキンググループ 平成 23 年 7 月 28 日」11 頁。
- (52) http://www.gpki.go.jp/documents/saitekik_a.pdf 「霞が関 WAN 及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画 2005 年(平成 17 年) 3 月 31 日 2007 年(平成 19 年) 8 月 24 日改定 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定」。
- (53) http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15_0_39.html (財団法人地方自治情報センター(LASDEC) ホームページ ホーム> 総合行政ネットワーク > LGWAN について)。
- (54) 前掲 51 17 頁。
- (55) マイナンバー法案 70。
- (56) <http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/110517/crm11051714390015-n1.htm> (MSN 産経ニュース NPO 幹部逮捕、保護費ピンハネ「困い屋」か 無免許で住宅仲介容疑 2011.5.17)。
- (57) 例えば、http://www.jpa.go.jp/security/fv18/reports/bio_sec/bio_guideline.pdf 「生体認証導入・運用のためのガイドライン 2007 年 7 月 独立行政法人 情報処理推進機構」に詳しい。
- (58) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/dai12/sankou3-2.pdf> 「「社会保障・税番号大綱」に関する意見募集結果(団体等)」15 頁。
- (59) 同上 16 頁。

(60) 税理士法 30 (税務代理の権限の明示)。

(61) 前掲 7。

(62) www.facebook.com。